

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○安曇野市屋外広告物条例施行規則 平成24年 3月30日規則第16号</p>	<p>○安曇野市屋外広告物条例施行規則 平成24年 3月30日規則第16号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成25年 3月28日規則第22号 平成25年12月27日規則第33号 平成26年 6月30日規則第25号 平成28年 3月23日規則第15号 平成29年 3月31日規則第23号</p>	<p>平成25年 3月28日規則第22号 平成25年12月27日規則第33号 平成26年 6月30日規則第25号 平成28年 3月23日規則第15号 平成29年 3月31日規則第23号</p>
<p>安曇野市屋外広告物条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>安曇野市屋外広告物条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、安曇野市屋外広告物条例（平成24年安曇野市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (禁止物件の例外)</p>	<p>第1条 この規則は、安曇野市屋外広告物条例（平成24年安曇野市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (禁止物件の例外)</p>
<p>第2条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める基準に適合する広告物等は、次に掲げるもの以外の広告物等とする。</p>	<p>第2条 条例第3条第1項第3号に規定する規則で定める基準に適合する広告物等は、次に掲げるもの以外の広告物等とする。</p>
<p>(1) はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗、広告幕類及び立看板</p>	<p>(1) はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗、広告幕類及び立看板</p>
<p>(2) 巻付広告にあつては、高さが1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの</p>	<p>(2) 巻付広告にあつては、高さが1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの</p>
<p>(3) 袖看板にあつては、次のいずれかに該当するもの ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの</p>	<p>(3) 袖看板にあつては、次のいずれかに該当するもの ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの</p>
<p>ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の区別のある道路にあつては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの</p>	<p>ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の区別のある道路にあつては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの</p>
<p>エ 歩道と車道の区別のない道路にあつては、下端の高さ4.7メートル未満のもの</p>	<p>エ 歩道と車道の区別のない道路にあつては、下端の高さ4.7メートル未満のもの</p>

改正後	改正前
<p>(規制地域)</p> <p>第3条 条例第6条第1項第1号オに規定する規則で定める地域又は場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 条例第6条第1項第3号イに規定する規則で定める地域又は場所は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 条例第7条第1項、第10条第1項及び第13条第1項の規定による許可の申請は、安曇野市屋外広告物等に関する申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。ただし、当該申請が、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕類、立看板その他軽易な広告物等の許可である場合で、市長が特に必要でないとき認めるときは、その書類等の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>(1) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所の付近の見取図</p> <p>(2) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所及びその付近の写真</p> <p>(3) 広告物等の位置を示す配置図</p> <p>(4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札等にあつては、現物又は見本)</p> <p>(5) 条例第13条第1項による許可の申請にあつては、屋外広告物安全点検報告書(様式第2号)</p>	<p>(規制地域)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第1号オに規定する規則で定める地域又は場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例第5条第1項第3号アに規定する規則で定める区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 条例第5条第1項第3号イに規定する規則で定める地域又は場所は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 条例第6条第1項、第9条第1項及び第12条第1項の規定による許可の申請は、安曇野市屋外広告物等に関する申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。ただし、当該申請が、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕類、立看板その他軽易な広告物等の許可である場合で、市長が特に必要でないとき認めるときは、その書類等の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>(1) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所の付近の見取図</p> <p>(2) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所及びその付近の写真</p> <p>(3) 広告物等の位置を示す配置図</p> <p>(4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札等にあつては、現物又は見本)</p>
<p>2 前項第5号に掲げる書類は、同項の屋外広告物更新許可申請日前3月以内に条例第19条に該当する者が点検を行い、作成したものでなければならない。</p>	
<p>(許可の基準)</p> <p>第5条 条例第7条第2項に規定する規則で定める許可の基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(適用除外の基準)</p> <p>第6条 条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める基準は、表示面積が1平方メートル以下で、高さが2メートル以下のものとする。</p> <p>2 条例第8条第2項第3号に規定する規則で定める基準は、別表第5のとおり</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定める許可の基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(適用除外の基準)</p> <p>第6条 条例第7条第1項第5号に規定する規則で定める基準は、表示面積が1平方メートル以下で、高さが2メートル以下のものとする。</p> <p>2 条例第7条第2項第3号に規定する規則で定める基準は、別表第5のとおり</p>

①

②

改正後	改正前
<p>とする。 (許可基準緩和の特例措置申請) 第7条 条例第9条第3項の規定による規則で定める申請は、許可基準緩和の特例措置申請書(様式第3号)に、第4条各号に掲げる書類等を添えて行わなければならない。 (許可通知書の交付等) 第8条 条例第11条の規定による、許可の可否についての書面は次に掲げるとおりとする。 (1) 許可としたときの書面 屋外広告物許可通知書(様式第4号) (2) 不許可としたときの書面 屋外広告物不許可通知書(様式第5号)</p> <p>(許可の期間が短い簡易な広告物等) 第9条 条例第12条第2項、第18条および第19条の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーンとする。 (廃止等の届出) 第10条 条例第14条第1号の規定による廃止の届出は、安曇野市屋外広告物等表示(設置)廃止届(様式第6号)によるものとする。 2 条例第14条第2号の規定による承継の届出は、安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可承継届(様式第7号)によるものとする。 3 条例第14条第3号の規定による変更の届出は、安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可者変更届(様式第8号)によるものとする。 (安全点検) 第11条 条例第19条第2項の規則で定める屋外広告物等は、高さが4メートルを超える屋外広告物等とする。 2 条例第19条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者 (2) 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関</p>	<p>とする。 (許可基準緩和の特例措置申請) 第7条 条例第8条第3項の規定による規則で定める申請は、許可基準緩和の特例措置申請書(様式第2号)に、第4条各号に掲げる書類等を添えて行わなければならない。 (許可証) 第8条 条例第10条第1項に規定する許可証は、屋外広告物許可証(様式第3号)によるものとする。</p> <p>2 条例第10条第1項ただし書に規定する許可済印は、屋外広告物許可済印(様式第4号)によるものとする。 3 条例第10条第2項に規定する規則で定める事項は、当該広告物等が条例第6条第1項の規定による許可、第9条第1項の規定による許可又は第12条第1項の規定による許可の期限及び安曇野市の名称とする。 (許可の期間が6月を超えることができないものとする広告物等) 第9条 条例第11条第2項の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーンとする。 (廃止等の届出) 第10条 条例第13条第1号の規定による廃止の届出は、安曇野市屋外広告物等表示(設置)廃止届(様式第5号)によるものとする。 2 条例第13条第2号の規定による承継の届出は、安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可承継届(様式第6号)によるものとする。 3 条例第13条第3号の規定による変更の届出は、安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可者変更届(様式第7号)によるものとする。</p>
<p>④</p>	

改正後	改正前
<p>する技能講習の修了者</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(4) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者</p> <p>(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44号第1項第1号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>(6) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術に係る技能検定合格者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者と同等の知識を有すると市長が認める者 （除却命令等）</p>	<p>（除却命令等）</p>
<p>第12条 条例第21条第1項又は第2項の規定による命令は、措置命令書（様式第9号）によるものとする。 （身分証明書）</p>	<p>第11条 条例第17条第1項又は第2項の規定による命令は、措置命令書（様式第8号）によるものとする。 （身分証明書）</p>
<p>第13条 条例第25条第2項の規定による証明書は、身分証明書（様式第10号）によるものとする。 （公表）</p>	<p>第12条 条例第21条第2項の規定による証明書は、身分証明書（様式第9号）によるものとする。 （公表）</p>
<p>第14条 条例第27条の規定による公表に係る図書又はその写しは、市長の指定する場所において公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該公表に係る図書又はその写しを市のホームページに2週間掲示するものとする。 （補則）</p>	<p>第13条 条例第23条の規定による公表に係る図書又はその写しは、市長の指定する場所において公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該公表に係る図書又はその写しを市のホームページに2週間掲示するものとする。 （補則）</p>
<p>第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （安曇野市屋外広告物規則の廃止）</p> <p>2 安曇野市屋外広告物規則（平成17年安曇野市規則第137号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 施行日前に、長野県屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の規定により使用されている様式は、この規則の相当規定による様式とみなす。</p>	<p>第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （安曇野市屋外広告物規則の廃止）</p> <p>2 安曇野市屋外広告物規則（平成17年安曇野市規則第137号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 施行日前に、長野県屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の規定により使用されている様式は、この規則の相当規定による様式とみなす。</p>

改正後	改正前												
<p>す。 (安曇野市景観条例施行規則の一部改正)</p> <p>4 安曇野市景観条例施行規則(平成23年安曇野市規則第2号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p> <p>附 則(平成25年3月28日規則第22号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年12月27日規則第33号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年6月30日規則第25号) (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 附 則(平成28年3月23日規則第15号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の規定は、市の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、施行日以後にされた市の処分その他の行為又は施行日以後にされた申請に係る市の不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた市の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る市の不作為に係るものについては、なお従前の例による。 附 則(平成29年3月31日規則第23号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和5年月日規則第号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>す。 (安曇野市景観条例施行規則の一部改正)</p> <p>4 安曇野市景観条例施行規則(平成23年安曇野市規則第2号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p> <p>附 則(平成25年3月28日規則第22号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年12月27日規則第33号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年6月30日規則第25号) (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 附 則(平成28年3月23日規則第15号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の規定は、市の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、施行日以後にされた市の処分その他の行為又は施行日以後にされた申請に係る市の不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた市の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る市の不作為に係るものについては、なお従前の例による。 附 則(平成29年3月31日規則第23号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>												
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)												
<p>1 道路</p> <table border="1" data-bbox="159 1318 1081 1437"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道中央自動車道長野線</td> <td>安曇野市の区域内にある区間</td> <td>両側各500メートル以内</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	範囲	高速自動車国道中央自動車道長野線	安曇野市の区域内にある区間	両側各500メートル以内	<p>1 道路</p> <table border="1" data-bbox="1160 1318 2083 1437"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道中央自動車道長野線</td> <td>安曇野市の区域内にある区間</td> <td>両側各500メートル以内</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	範囲	高速自動車国道中央自動車道長野線	安曇野市の区域内にある区間	両側各500メートル以内
路線名	区間	範囲											
高速自動車国道中央自動車道長野線	安曇野市の区域内にある区間	両側各500メートル以内											
路線名	区間	範囲											
高速自動車国道中央自動車道長野線	安曇野市の区域内にある区間	両側各500メートル以内											

改正後			改正前		
県道306号有明大町線	松川村との境界から県道85号穂高明科線との交差点（安曇野市穂高北穂高1033-1番地先）までの区間	両側各300メートル以内	県道306号有明大町線	松川村との境界から県道85号穂高明科線との交差点（安曇野市穂高北穂高1033-1番地先）までの区間	両側各300メートル以内
市道穂高1級20号線	県道85号穂高明科線との交差点（安曇野市穂高北穂高1033-1番地先）から安曇野市豊科南穂高6580-1番地先までの区間	両側各300メートル以内	市道穂高1級20号線	県道85号穂高明科線との交差点（安曇野市穂高北穂高1033-1番地先）から安曇野市豊科南穂高6580-1番地先までの区間	両側各300メートル以内
市道豊科1級30号線	安曇野市豊科南穂高6580-1番地先から県道310号柏矢町田沢停車場線との交差点（安曇野市豊科南穂高6125番地先）までの区間	両側各300メートル以内	市道豊科1級30号線	安曇野市豊科南穂高6580-1番地先から県道310号柏矢町田沢停車場線との交差点（安曇野市豊科南穂高6125番地先）までの区間	両側各300メートル以内
県道310号柏矢町田沢停車場線	市道豊科1級30号線との交差点（安曇野市豊科南穂高6125番地先）から県道57号豊科インター堀金線との交差点（安曇野市豊科南穂高1180-7番地先）までの区間	両側各300メートル以内	県道310号柏矢町田沢停車場線	市道豊科1級30号線との交差点（安曇野市豊科南穂高6125番地先）から県道57号豊科インター堀金線との交差点（安曇野市豊科南穂高1180-7番地先）までの区間	両側各300メートル以内
2 鉄道			2 鉄道		
路線名	区間	範囲	路線名	区間	範囲
東日本旅客鉄道大糸線	安曇野市の区域内にある区間	両側各300メートル以内	東日本旅客鉄道大糸線	安曇野市の区域内にある区間	両側各300メートル以内
3 河川又は水路			3 河川又は水路		
河川又は水路の名称	区間	範囲	河川又は水路の名称	区間	範囲
穂高川	安曇野市穂高有明5945-78番地先から高瀬川との合流点（安曇野市明科七貴5976-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内	穂高川	安曇野市穂高有明5945-78番地先から高瀬川との合流点（安曇野市明科七貴5976-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内
烏川	穂高川との合流点（安曇野市穂高北穂高2256-1番地先）から拾ヶ村組合堰との合流点（安曇野市穂高5517-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内	烏川	穂高川との合流点（安曇野市穂高北穂高2256-1番地先）から拾ヶ村組合堰との合流点（安曇野市穂高5517-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内

改正後			改正前		
拾ヶ村組合堰	烏川との合流点（安曇野市穂高5517-1番地先）から松本市との境界までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内	拾ヶ村組合堰	烏川との合流点（安曇野市穂高5517-1番地先）から松本市との境界までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内
万水川	穂高川との合流点（安曇野市穂高北穂高1586-1番地先）から拾ヶ村組合堰との交差点（安曇野市堀金烏川2910-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内	万水川	穂高川との合流点（安曇野市穂高北穂高1586-1番地先）から拾ヶ村組合堰との交差点（安曇野市堀金烏川2910-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内
安曇野排水路	拾ヶ村組合堰との交差点（安曇野市堀金烏川2910-1番地先）から市道三郷0472号線との交差点（安曇野市三郷温6721-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内	安曇野排水路	拾ヶ村組合堰との交差点（安曇野市堀金烏川2910-1番地先）から市道三郷0472号線との交差点（安曇野市三郷温6721-1番地先）までの区間	左記区間の前後両側各300メートル以内

別表第2（第3条関係）

種類及び名称	区間	範囲
高速自動車国道中央自動車道長野線	安曇野市の区域内にある区間	両側各1,000メートル以内
豊科駅前広場	駅通り線（平成24年長野県告示第831号で告示された安曇野都市計画道路3・5・1駅通り線をいう。）の起点付近	約3,000平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
穂高駅前広場	駅前線（平成24年長野県告示第831号で告示された安曇野都市計画道路3・4・11駅前線をいう。）の起点付近	約2,500平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

別表第3（第3条関係）

路線名	区間	範囲
国道147号	県道329号原木戸安曇追分停車場線との交差点（安曇野市穂高北穂高2950-1番地先）から県道307号下木戸有明停車場線との交差点（安	左記区間の前後両側各100メートル以内

別表第2（第3条関係）

種類及び名称	区間	範囲
高速自動車国道中央自動車道長野線	安曇野市の区域内にある区間	両側各1,000メートル以内
豊科駅前広場	駅通り線（平成24年長野県告示第831号で告示された安曇野都市計画道路3・5・1駅通り線をいう。）の起点付近	約3,000平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
穂高駅前広場	駅前線（平成24年長野県告示第831号で告示された安曇野都市計画道路3・4・11駅前線をいう。）の起点付近	約2,500平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

別表第3（第3条関係）

路線名	区間	範囲
国道147号	県道329号原木戸安曇追分停車場線との交差点（安曇野市穂高北穂高2950-1番地先）から県道307号下木戸有明停車場線との交差点（安	左記区間の前後両側各100メートル以内

改正後		
	曇野市穂高北穂高2208-1番地先)までの区間	
県道316号梓橋田沢停車場線	市道豊科3070号線との交差点(安曇野市豊科871-1番地先)から市道豊科1級6号線との交差点(安曇野市豊科445-4番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道穂高1級9号線	県道308号小岩岳穂高停車場線との交差点(安曇野市穂高有明9999-1番地先)から県道432号柏原穂高線との交差点(安曇野市穂高8162-1番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道堀金1級3号線	市道堀金1128号線との交差点(安曇野市堀金烏川5059-9番地先)から市道堀金2級62号線との交差点(安曇野市堀金烏川2727-1番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
県道321号中堀一日市場停車場線	市道三郷0461号線との交差点(安曇野市三郷温3668-1番地先)から市道三郷1級5号線との交差点(安曇野市三郷温3670-1番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道三郷1級9号線	市道三郷1級5号線との交差点(安曇野市三郷温2-1番地先)から市道三郷0882号線との交差点(安曇野市三郷温36-2番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道三郷1級9号線	県道315号波田北大妻豊科線との交差点(安曇野市三郷温2715-3番地先)から松本市の境界までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内

別表第4 (第5条関係)

改正前		
	曇野市穂高北穂高2208-1番地先)までの区間	
県道316号梓橋田沢停車場線	市道豊科3070号線との交差点(安曇野市豊科871-1番地先)から市道豊科1級6号線との交差点(安曇野市豊科445-4番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道穂高1級9号線	県道308号小岩岳穂高停車場線との交差点(安曇野市穂高有明9999-1番地先)から県道432号柏原穂高線との交差点(安曇野市穂高8162-1番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道堀金1級3号線	市道堀金1128号線との交差点(安曇野市堀金烏川5059-9番地先)から市道堀金2級62号線との交差点(安曇野市堀金烏川2727-1番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
県道321号中堀一日市場停車場線	市道三郷0461号線との交差点(安曇野市三郷温3668-1番地先)から市道三郷1級5号線との交差点(安曇野市三郷温3670-1番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道三郷1級9号線	市道三郷1級5号線との交差点(安曇野市三郷温2-1番地先)から市道三郷0882号線との交差点(安曇野市三郷温36-2番地先)までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内
市道三郷1級9号線	県道315号波田北大妻豊科線との交差点(安曇野市三郷温2715-3番地先)から松本市の境界までの区間	左記区間の前後両側各100メートル以内

別表第4 (第5条関係)

改正後		改正前																																																															
<p>1 第1種規制地域に係る許可の基準</p> <p>自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（以下「自己用広告物」という。）で、かつ、以下の基準に適合すること。</p>		<p>1 第1種規制地域に係る許可の基準</p> <p>自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（以下「自己用広告物」という。）で、かつ、以下の基準に適合すること。</p>																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 敷地当たりの表示面積の合計</td> <td>10平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>①屋上広告物</td> <td>表示・設置不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②壁面広告物</td> <td>表示面積</td> <td>1面で5平方メートル以下かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③袖看板</td> <td>高さ</td> <td>壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあっては、2.5メートル以上）</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出幅</td> <td>壁面からの出幅</td> <td>1.2メートル以下</td> </tr> <tr> <td>道路上への出幅</td> <td>1.0メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④地上に設置する広告物等</td> <td>高さ</td> <td>7メートル以下</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記①から④まで共通</td> <td>照明</td> <td>動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>地色の彩度は6以下とすること。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準	1 敷地当たりの表示面積の合計	10平方メートル以下	①屋上広告物	表示・設置不可	②壁面広告物	表示面積	1面で5平方メートル以下かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。	③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあっては、2.5メートル以上）	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	出幅	壁面からの出幅	1.2メートル以下	道路上への出幅	1.0メートル以下	④地上に設置する広告物等	高さ	7メートル以下	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	上記①から④まで共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。	色彩	地色の彩度は6以下とすること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 敷地当たりの表示面積の合計</td> <td>10平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>①屋上広告物</td> <td>表示・設置不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②壁面広告物</td> <td>表示面積</td> <td>1面で5平方メートル以下かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③袖看板</td> <td>高さ</td> <td>壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあっては、2.5メートル以上）</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出幅</td> <td>壁面からの出幅</td> <td>1.2メートル以下</td> </tr> <tr> <td>道路上への出幅</td> <td>1.0メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④地上に設置する広告物等</td> <td>高さ</td> <td>7メートル以下</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記①から④まで共通</td> <td>照明</td> <td>動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>地色の彩度は6以下とすること。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準	1 敷地当たりの表示面積の合計	10平方メートル以下	①屋上広告物	表示・設置不可	②壁面広告物	表示面積	1面で5平方メートル以下かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。	③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあっては、2.5メートル以上）	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	出幅	壁面からの出幅	1.2メートル以下	道路上への出幅	1.0メートル以下	④地上に設置する広告物等	高さ	7メートル以下	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	上記①から④まで共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。	色彩	地色の彩度は6以下とすること。
項目	基準																																																																
1 敷地当たりの表示面積の合計	10平方メートル以下																																																																
①屋上広告物	表示・設置不可																																																																
②壁面広告物	表示面積	1面で5平方メートル以下かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下																																																															
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。																																																															
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあっては、2.5メートル以上）																																																															
	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下																																																															
	出幅	壁面からの出幅	1.2メートル以下																																																														
		道路上への出幅	1.0メートル以下																																																														
④地上に設置する広告物等	高さ	7メートル以下																																																															
	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下																																																															
上記①から④まで共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。																																																															
	色彩	地色の彩度は6以下とすること。																																																															
項目	基準																																																																
1 敷地当たりの表示面積の合計	10平方メートル以下																																																																
①屋上広告物	表示・設置不可																																																																
②壁面広告物	表示面積	1面で5平方メートル以下かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下																																																															
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。																																																															
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあっては、2.5メートル以上）																																																															
	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下																																																															
	出幅	壁面からの出幅	1.2メートル以下																																																														
		道路上への出幅	1.0メートル以下																																																														
④地上に設置する広告物等	高さ	7メートル以下																																																															
	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下																																																															
上記①から④まで共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。																																																															
	色彩	地色の彩度は6以下とすること。																																																															
<p>※1 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。</p> <p>※2 条例第6条第1項第1号オの規定により指定された地域又は場所で、かつ、同項第1号アからエまでに該当しない地域又は場所で、別表第1に掲</p>		<p>※1 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。</p> <p>※2 条例第5条第1項第1号オの規定により指定された地域又は場所で、かつ、同項第1号アからエまでに該当しない地域又は場所で、別表第1に掲</p>																																																															

改正後		改正前																														
<p>げる道路、鉄道、河川又は水路（堤防、側道含む。）に向けて、表示し、又は設置しない広告物等にあつては、本基準に代えて、第2種規制地域に係る許可の基準を準用し、当該広告物等の表示面積は、1敷地当たりの表示面積の合計に含めないものとする。ただし、この場合において、同一敷地内にあつて、当該算定に含めない広告物等を含めた1敷地当たりの表示面積の合計は、50平方メートルを超えないものとする。</p> <p>2 第2種規制地域に係る許可の基準</p>		<p>げる道路、鉄道、河川又は水路（堤防、側道含む。）に向けて、表示し、又は設置しない広告物等にあつては、本基準に代えて、第2種規制地域に係る許可の基準を準用し、当該広告物等の表示面積は、1敷地当たりの表示面積の合計に含めないものとする。ただし、この場合において、同一敷地内にあつて、当該算定に含めない広告物等を含めた1敷地当たりの表示面積の合計は、50平方メートルを超えないものとする。</p> <p>2 第2種規制地域に係る許可の基準</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 敷地当たりの表示面積の合計</td> <td>50平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">①屋上広告物</td> <td>本体の高さ</td> <td>5メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で15平方メートル以下 かつ全面で40平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>建築物から横にははみ出さないこと。 かつ最上階の屋上に設置しないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②壁面広告物</td> <td>表示面積</td> <td>1面で25平方メートル以下 かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③袖看板</td> <td>高さ</td> <td>壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>壁面からの出幅</td> <td>1.2メートル以下</td> </tr> <tr> <td>道路上への出幅</td> <td>1.0メートル以下</td> </tr> <tr> <td>④地上に設置</td> <td>高さ</td> <td>5メートル以下（自己用広告物は10メ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	1 敷地当たりの表示面積の合計	50平方メートル以下	①屋上広告物	本体の高さ	5メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下	表示面積	1面で15平方メートル以下 かつ全面で40平方メートル以下	その他	建築物から横にははみ出さないこと。 かつ最上階の屋上に設置しないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。	②壁面広告物	表示面積	1面で25平方メートル以下 かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。	③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	壁面からの出幅	1.2メートル以下	道路上への出幅	1.0メートル以下	④地上に設置	高さ	5メートル以下（自己用広告物は10メ			
項目	基準																															
1 敷地当たりの表示面積の合計	50平方メートル以下																															
①屋上広告物	本体の高さ	5メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下																														
	表示面積	1面で15平方メートル以下 かつ全面で40平方メートル以下																														
	その他	建築物から横にははみ出さないこと。 かつ最上階の屋上に設置しないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。																														
②壁面広告物	表示面積	1面で25平方メートル以下 かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下																														
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。																														
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）																														
	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下																														
	壁面からの出幅	1.2メートル以下																														
	道路上への出幅	1.0メートル以下																														
④地上に設置	高さ	5メートル以下（自己用広告物は10メ																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 敷地当たりの表示面積の合計</td> <td>50平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">①屋上広告物</td> <td>本体の高さ</td> <td>5メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で15平方メートル以下 かつ全面で40平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>建築物から横にははみ出さないこと。 かつ最上階の屋上に設置しないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②壁面広告物</td> <td>表示面積</td> <td>1面で25平方メートル以下 かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③袖看板</td> <td>高さ</td> <td>壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>壁面からの出幅</td> <td>1.2メートル以下</td> </tr> <tr> <td>道路上への出幅</td> <td>1.0メートル以下</td> </tr> <tr> <td>④地上に設置</td> <td>高さ</td> <td>5メートル以下（自己用広告物は10メ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	1 敷地当たりの表示面積の合計	50平方メートル以下	①屋上広告物	本体の高さ	5メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下	表示面積	1面で15平方メートル以下 かつ全面で40平方メートル以下	その他	建築物から横にははみ出さないこと。 かつ最上階の屋上に設置しないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。	②壁面広告物	表示面積	1面で25平方メートル以下 かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。	③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	壁面からの出幅	1.2メートル以下	道路上への出幅	1.0メートル以下	④地上に設置	高さ	5メートル以下（自己用広告物は10メ			
項目	基準																															
1 敷地当たりの表示面積の合計	50平方メートル以下																															
①屋上広告物	本体の高さ	5メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下																														
	表示面積	1面で15平方メートル以下 かつ全面で40平方メートル以下																														
	その他	建築物から横にははみ出さないこと。 かつ最上階の屋上に設置しないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。																														
②壁面広告物	表示面積	1面で25平方メートル以下 かつ全面で広告物等を表示する壁面の面積の4/10以下																														
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。																														
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）																														
	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下																														
	壁面からの出幅	1.2メートル以下																														
	道路上への出幅	1.0メートル以下																														
④地上に設置	高さ	5メートル以下（自己用広告物は10メ																														

改正後			改正前		
する広告物等		一ト以下)	する広告物等		一ト以下)
	表示面積	1面で10平方メートル以下 かつ全面で20平方メートル以下		表示面積	1面で10平方メートル以下 かつ全面で20平方メートル以下
上記①から④ まで共通	照明	自己用広告物は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2以内とすること。 自己用広告物以外は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。	上記①から④ まで共通	照明	自己用広告物は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2以内とすること。 自己用広告物以外は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。
	色彩	地色の彩度は7以下とすること。		色彩	地色の彩度は7以下とすること。

※ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。

3 第3種規制地域に係る許可の基準

項目	基準	
1 敷地当たりの表示面積の合計	250平方メートル以下	
①屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下
	表示面積	1面で40平方メートル以下 かつ全面で160平方メートル以下
	その他	建築物から横にははみ出さないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。
②壁面広告物	表示面積	1面で50平方メートル以下 かつ全面で広告物を表示する壁面の面積の4/10以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。
	表示面積	1面で5平方メートル以下 かつ全面で10平方メートル以下

※ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。

3 第3種規制地域に係る許可の基準

項目	基準	
1 敷地当たりの表示面積の合計	250平方メートル以下	
①屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下 かつ建築物の高さの5/10以下
	表示面積	1面で40平方メートル以下 かつ全面で160平方メートル以下
	その他	建築物から横にははみ出さないこと。 かつ建築物1棟につき1個とすること。
②壁面広告物	表示面積	1面で50平方メートル以下 かつ全面で広告物を表示する壁面の面積の4/10以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③袖看板	高さ	壁面の上端を超えないこと。
	表示面積	1面で5平方メートル以下 かつ全面で10平方メートル以下

改正後				改正前			
	出幅	壁面からの出幅	1.5メートル以下		出幅	壁面からの出幅	1.5メートル以下
		道路上への出幅	1.0メートル以下			道路上への出幅	1.0メートル以下
④地上に設置する広告物等	高さ	10メートル以下（自己用広告物は13メートル以下）		④地上に設置する広告物等	高さ	10メートル以下（自己用広告物は13メートル以下）	
	表示面積	1面で25平方メートル以下 かつ全面で50平方メートル以下			表示面積	1面で25平方メートル以下 かつ全面で50平方メートル以下	
上記①から④まで共通	照明	自己用広告物は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2以内とすること。 自己用広告物以外は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。		上記①から④まで共通	照明	自己用広告物は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2以内とすること。 自己用広告物以外は、動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。	

※ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。

4 全規制地域に係る許可の基準

(1) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するもの

項目		基準
表示内容		名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの
表示方法	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあつては、前段に掲げる当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	高さ	5メートル以下
	色彩	地色の彩度15未満
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類

※ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。

4 全規制地域に係る許可の基準

(1) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するもの

項目		基準
表示内容		名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの
表示方法	表示面積	1面で2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあつては、前段に掲げる当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	高さ	5メートル以下
	色彩	地色の彩度15未満
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類

改正後				改正前			
		するもの				するもの	
個数		1 地点又は1 施設について安曇野市の区域内における表示又は設置の箇所が2 個以内		個数		1 地点又は1 施設について安曇野市の区域内における表示又は設置の箇所が2 個以内	
(2) その他				(2) その他			
項目		第1 種規制地域	第2 種規制地域 ・第3 種規制地域	項目		第1 種規制地域	第2 種規制地域 ・第3 種規制地域
アドバルーン	大きさ	表示・設置不可	幅1.5メートル以下 かつ縦13メートル以下	アドバルーン	大きさ	表示・設置不可	幅1.5メートル以下 かつ縦13メートル以下
	高さ		気球上端まで40メートル以下		高さ		気球上端まで40メートル以下
広告幕	表示面積	5 平方メートル以下	30平方メートル以下	広告幕	表示面積	5 平方メートル以下	30平方メートル以下
	その他	1 枚以下			その他	1 枚以下	
広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下	広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下
	高さ	上端まで2.5メートル以下	上端まで3メートル以下		高さ	上端まで2.5メートル以下	上端まで3メートル以下
	その他	5 本以下			その他	5 本以下	
はり紙、はり札等	表示面積	1 面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1 平方メートル以下	1 面で1 平方メートル以下 かつ全面で2 平方メートル以下	はり紙、はり札等	表示面積	1 面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1 平方メートル以下	1 面で1 平方メートル以下 かつ全面で2 平方メートル以下
	その他	10枚以下 かつ同一のものを2枚以上続けて貼り付けないこと。	同一のものを2枚以上続けて貼り付けないこと。		その他	10枚以下 かつ同一のものを2枚以上続けて貼り付けないこと。	同一のものを2枚以上続けて貼り付けないこと。
立看板	表示面積	1 面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1 平方メートル以下	1 面で1 平方メートル以下 かつ全面で2 平方メートル以下	立看板	表示面積	1 面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1 平方メートル以下	1 面で1 平方メートル以下 かつ全面で2 平方メートル以下
	高さ	上端まで1.5メートル以下	上端まで2メートル以下		高さ	上端まで1.5メートル以下	上端まで2メートル以下
	その他	3 枚以下			その他	3 枚以下	

改正後					改正前				
※ 第1種規制地域にあつては、自己用広告物に限る。 別表第5（第6条関係） （1）適用除外の基準その1					※ 第1種規制地域にあつては、自己用広告物に限る。 別表第5（第6条関係） （1）適用除外の基準その1				
項目	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域		項目	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	
1敷地当たりの表示面積の合計	10平方メートル以下	15平方メートル以下	20平方メートル以下		1敷地当たりの表示面積の合計	10平方メートル以下	15平方メートル以下	20平方メートル以下	
①屋上広告物	表示・設置不可	全て許可が必要			①屋上広告物	表示・設置不可	全て許可が必要		
②壁面 広告物	表示面積	全面で5平方メートル以下 かつ壁面面積の4/10以下	全面で10平方メートル以下 かつ壁面面積の4/10以下	全面で15平方メートル以下 かつ壁面面積の4/10以下	②壁面 広告物	表示面積	全面で5平方メートル以下 かつ壁面面積の4/10以下	全面で10平方メートル以下 かつ壁面面積の4/10以下	全面で15平方メートル以下 かつ壁面面積の4/10以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。				その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。		
③袖看 板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）			③袖看 板	高さ	壁面の上端を超えないこと。 かつ下端の高さが道路から4.7メートル以上（歩道の場合にあつては、2.5メートル以上）		
	表示面積	1面2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下				表示面積	1面2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下		
	出幅	壁面から1.2メートル以下 かつ道路上1.0メートル以下				出幅	壁面から1.2メートル以下 かつ道路上1.0メートル以下		
④地上 に設置 する広 告物等	高さ	5メートル以下	7メートル以下	8メートル以下	④地上 に設置 する広 告物等	高さ	5メートル以下	7メートル以下	8メートル以下
	表示面積	1面2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	1面5平方メートル以下 かつ全面で10平方メートル以下	1面10平方メートル以下 かつ全面で20平方メートル以下		表示面積	1面2.5平方メートル以下 かつ全面で5平方メートル以下	1面5平方メートル以下 かつ全面で10平方メートル以下	1面10平方メートル以下 かつ全面で20平方メートル以下
①から ④まで 共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用するものは全て許可が必要	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2	①から ④まで 共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用するものは全て許可が必要	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の1/2
	色彩	地色の彩度は6以下	地色の彩度は7以下	以内とすること。		色彩	地色の彩度は6以下	地色の彩度は7以下	以内とすること。

改正後				改正前			
		下	下			下	下
(2) 適用除外の基準その2				(2) 適用除外の基準その2			
	項目	第1種規制地域	第2種規制地域・第3種規制地域		項目	第1種規制地域	第2種規制地域・第3種規制地域
アドバ ルーン	大きさ	表示・設置不可	幅1.5メートル以下 かつ縦13メートル以下	アドバ ルーン	大きさ	表示・設置不可	幅1.5メートル以下 かつ縦13メートル以下
	高さ		気球上端まで40メートル以下		高さ		気球上端まで40メートル以下
広告幕	表示面積	5平方メートル以下	30平方メートル以下	広告幕	表示面積	5平方メートル以下	30平方メートル以下
	その他	1枚以下	3枚以下		その他	1枚以下	3枚以下
広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下	広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下	幅0.6メートル以下 かつ縦1.8メートル以下
	高さ	上端まで2.5メートル以下	上端まで3メートル以下		高さ	上端まで2.5メートル以下	上端まで3メートル以下
	その他	5本以下	10本以下		その他	5本以下	10本以下
はり 紙、は り札等	表示面積	1面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1平方メートル以下	1面で1平方メートル以下 かつ全面で2平方メートル以下	はり 紙、は り札等	表示面積	1面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1平方メートル以下	1面で1平方メートル以下 かつ全面で2平方メートル以下
	その他	10枚以下 かつ同一のものを2枚以上 上続けて貼り付けないこと。	15枚以下 かつ同一のものを2枚以上 上続けて貼り付けないこと。		その他	10枚以下 かつ同一のものを2枚以上 上続けて貼り付けないこと。	15枚以下 かつ同一のものを2枚以上 上続けて貼り付けないこと。
立看板	表示面積	1面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1平方メートル以下	1面で1平方メートル以下 かつ全面で2平方メートル以下	立看板	表示面積	1面で0.5平方メートル以下 かつ全面で1平方メートル以下	1面で1平方メートル以下 かつ全面で2平方メートル以下
	高さ	上端まで1.5メートル以下	上端まで2メートル以下		高さ	上端まで1.5メートル以下	上端まで2メートル以下
	その他	3枚以下	5枚以下		その他	3枚以下	5枚以下

様式第1号（第4条関係）

安曇野市屋外広告物等に関する申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次の広告物等について許可を受けたいので申請します。

申請する許可の種類	許可 ・ 変更の許可 ・ 許可の更新		
表示(設置)場所			
規制地域	第1種 ・ 第2種 ・ 第3種 景観づくり推進地区に指定されている場合 (地区名)		
1敷地当たりの広告物等の表示面積及び数量の合計	申請部分	平方メートル基	
	既存部分	平方メートル基	
	合計	平方メートル基	
表示(設置)期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
管理者 又は 管理予定者	住所		
	氏名	電話番号	
工事施工者	住所		
	氏名	電話番号	
工事完了予定日	年 月 日		

※ 添付図書

- (1) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所の付近の見取図
- (2) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所及びその付近の写真
- (3) 広告物等の位置を示す配置図
- (4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面

様式第1号（第4条関係）

安曇野市屋外広告物等に関する申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次の広告物等について許可を受けたいので申請します。

申請する許可の種類	許可 ・ 変更の許可 ・ 許可の更新		
表示(設置)場所			
規制地域	第1種 ・ 第2種 ・ 第3種 景観づくり推進地区に指定されている場合 (地区名)		
1敷地当たりの広告物等の表示面積及び数量の合計	申請部分	平方メートル基	
	既存部分	平方メートル基	
	合計	平方メートル基	
表示(設置)期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
管理者 又は 管理予定者	住所		
	氏名	電話番号	
工事施工者	住所		
	氏名	電話番号	
工事完了予定日	年 月 日		

※ 添付図書

- (1) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所の付近の見取図
- (2) 表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所及びその付近の写真
- (3) 広告物等の位置を示す配置図
- (4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面

表示(設置)する広告物等の規模・色彩等					
屋上広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	本体の高さ	メートル			
		建築物の高さに対する割合	/		
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度			
その他					
壁面広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
		壁面面積に対する割合	/		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					
袖看板	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	下端の高さ	歩道上への突出の有無		有 ・ 無	
		メートル			
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度			
その他					
地上に設置する広告物等	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	高さ	メートル			
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					
その他の広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	高さ				
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					

※1 広告物等の規模・色彩等の欄は、該当する部分のみ記入してください。

※2 記入欄が不足するときは、該当欄を追加してください。

表示(設置)する広告物等の規模・色彩等					
屋上広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	本体の高さ	メートル			
		建築物の高さに対する割合	/		
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度			
その他					
壁面広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
		壁面面積に対する割合	/		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					
袖看板	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	下端の高さ	歩道上への突出の有無		有 ・ 無	
		メートル			
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度			
その他					
地上に設置する広告物等	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	高さ	メートル			
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					
その他の広告物	所有形態	自己用広告物 ・ 自己用広告物以外			
	高さ				
	表示面積	1面(最大面)	平方メートル		
		全面	平方メートル		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有 ・ 無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 (有の場合 表示面積に対する割合 /)	有 ・ 無	地色の彩度		
その他					

※1 広告物等の規模・色彩等の欄は、該当する部分のみ記入してください。

※2 記入欄が不足するときは、該当欄を追加してください。

⑤

様式第2号 (第4条関係)

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり安全点検を行いましたので、別紙現況写真を添えて報告します。

表 示 (設 置 場 所)	安曇野市		
更 新 前 の 許 可 の 番 号	第 号		
点 検 実 施 年 月 日	年 月 日		
点 検 項 目	異常の有無	改善の概要	対象の看板
1 支柱の根本の腐食・サビ	有・無		ポール看板・野立看板など
2 看板が傾いていないか	有・無		ポール看板・野立看板など
3 主要部材の変形又は腐食・サビ	有・無		全て
4 取付け金具の変形又は腐食・サビ	有・無		全て
5 ボルト、ビス等の緩み又はサビ	有・無		全て
6 表示面の汚染、変色又ははく離	有・無		全て
7 表示面の破損	有・無		全て
8 照明、ネオン設備等の異常	有・無		照明、ネオン設備がある看板
9 倒壊、落下のおそれ	有・無		全て
点 検 者	氏 名	上記のとおり相違ありません。	
	住 所	〒 電話 ()	
資格名称 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者等 (帆布製造、広告美術) <input type="checkbox"/> その他 ()			
注意 1 異常の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 広告物の高さが4メートルを超えるときは、資格名称欄からその者が有する資格等(安曇野市屋外広告物条例施行規則第11条第2項に規定する資格等)を選択してください。			

別紙

国外広畜物現況写真

撮影年月日 年 月 日

写真貼付

備考

注意 国外広畜物等の構造が確認できる写真（カラー）を貼付して下さい。

様式第3号 (第7条関係)

許可基準緩和の特例措置申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名

次のとおり条例第8条第3項の規定による許可を受けたいので申請します。

申請の理由

様式第2号 (第7条関係)

許可基準緩和の特例措置申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名

次のとおり条例第8条第3項の規定による許可を受けたいので申請します。

申請の理由

⑥

様式第4号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

安曇野市長

屋外広告物許可通知書

年 月 日付で申請のあった屋外広告物について、次のとおり許可することとしたので、安曇野市屋外広告物条例施行規則第8条の規定により通知します。

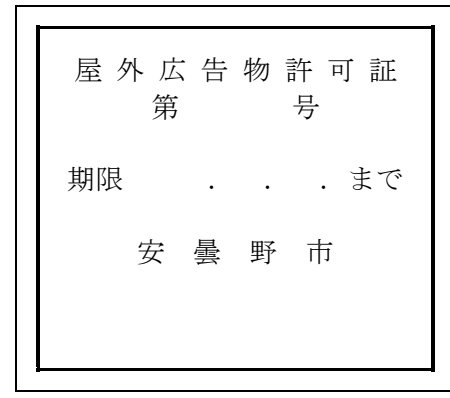
- 1 許可をする期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 許可番号
第 号
- 3 許可をする広告物の設置場所
- 4 許可に当たっての条件

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、当該審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、できなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分の取り消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときに、提起することができなくなります。

様式第3号 (第8条関係)

↑
4.5
センチ
メートル
↓



← 5.5センチメートル →

様式第5号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

安曇野市長

屋外広告物不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物について、次のとおり不許可とすることとしたので、安曇野市屋外広告物条例施行規則第8条の規定により通知します。

不許可とした理由

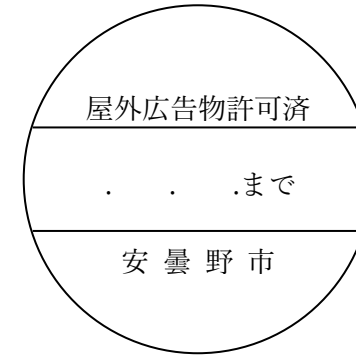
(教示)

1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、当該審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、市(代表者市長)を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分の取り消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときに、提起することができなくなります。

様式第4号 (第8条関係)



ㄥ 3センチメートル ㄿ

様式第6号 (第10条関係)

安曇野市屋外広告物等表示(設置)廃止届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者(許可を受けた者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名

次のとおり広告物等の表示(設置)を廃止しました。

表示(設置)場所	種 類	基 面	
		数 量	平方メートル
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由	1 期間満了によるもの 2 命令によるもの 3 許可を取り消されたもの 4 破損、汚染、たい色、塗料等のはく離、老朽によるもの 5 設置者の都合によるもの 6 その他の理由によるもの ()		

備考 廃止の理由欄には、該当する事項を○印で囲むこと。

様式第5号 (第10条関係)

安曇野市屋外広告物等表示(設置)廃止届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者(許可を受けた者)

住 所

氏 名

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名

次のとおり広告物等の表示(設置)を廃止しました。

表示(設置)場所	種 類	基 面	
		数 量	平方メートル
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由	1 期間満了によるもの 2 命令によるもの 3 許可を取り消されたもの 4 破損、汚染、たい色、塗料等のはく離、老朽によるもの 5 設置者の都合によるもの 6 その他の理由によるもの ()		

備考 廃止の理由欄には、該当する事項を○印で囲むこと。

様式第7号 (第10条関係)

安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可承継届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

承継人

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名

次のとおり広告物等を承継しました。

表示(設置)場所		種 類	基 面 平方メートル
		数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
承 継 年 月 日	年 月 日		
承継前の 表示者・設置者	氏 名 (法人名)		
	住 所		
承 継 の 理 由			

様式第6号 (第10条関係)

安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可承継届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

承継人

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名

次のとおり広告物等を承継しました。

表示(設置)場所		種 類	基 面 平方メートル
		数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
承 継 年 月 日	年 月 日		
承継前の 表示者・設置者	氏 名 (法人名)		
	住 所		
承 継 の 理 由			

様式第8号 (第10条関係)

安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可者変更届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者(許可を受けた者)

住 所

氏 名

㊟

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名

次のとおり広告物等の許可者を変更しました。

表示(設置)場所	種 類	基 面	
		数 量	平方メートル
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変更内容	氏 名 (法人名)	変更前	
		変更後	
	住 所	変更前	
		変更後	

様式第7号 (第10条関係)

安曇野市屋外広告物等表示(設置)許可者変更届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者(許可を受けた者)

住 所

氏 名

㊟

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名

次のとおり広告物等の許可者を変更しました。

表示(設置)場所	種 類	基 面	
		数 量	平方メートル
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変更内容	氏 名 (法人名)	変更前	
		変更後	
	住 所	変更前	
		変更後	

様式第9号 (第11条関係)

安曇野市 第 号

措 置 命 令 書

様

次のとおり措置を実施することを命じます。

年 月 日

安曇野市長 印

1 命令の件名

2 命令の理由

3 措置の内容

4 措置完了の期限 年 月 日

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、この処分があったこと

を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号 (第11条関係)

安曇野市 第 号

措 置 命 令 書

様

次のとおり措置を実施することを命じます。

年 月 日

安曇野市長 印

1 命令の件名

2 命令の理由

3 措置の内容

4 措置完了の期限 年 月 日

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、この処分があったこと

を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第12条関係）

(表)

第 号	身分証明書
写 真	職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生
安曇野市屋外広告物条例第25条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	
交付年月日 年 月 日	安曇野市長 印

(裏)

- 1 この証明書は、立入調査を行う場合に提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、立入調査の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。

様式第9号（第12条関係）

(表)

第 号	身分証明書
写 真	職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生
安曇野市屋外広告物条例第21条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	
交付年月日 年 月 日	安曇野市長 印

(裏)

- 1 この証明書は、立入調査を行う場合に提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、立入調査の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。